愛知県障害福祉 (障害児支援) 人材確保・職場環境改善等事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 愛知県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業費補助金(以下「補助金」という。)は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を前提として、福祉・介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を予算の範囲内において支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

- 第2条 補助の対象となる者は、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」 (令和7年2月19日障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(別紙)。(以下「実施要綱(者)」という。))4(1)又は「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」(令和7年2月26日こ支障発第38号こども家庭庁支援局長通知(別紙)。(以下「実施要綱(児)」という。))4(1)に定められた要件を満たすとともに、以下の各号に定められた要件のいずれかを満たす事業所(以下「補助対象事業所」という。)を運営する法人等(以下「補助対象事業者」という。)とする。
 - (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 法律第 123 号。以下「総合支援法」という。)第 29 条第 1 項及び第 51 条の 14 第 1 項に基づき愛知県若しくは愛知県内の指定都市、中核市及び大府市(以下 「愛知県等」という。)から指定を受けた事業所、又は児童福祉法(昭和 22 年 法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項及び第 24 条の 2 第 1 項に基づき愛知県等 から指定を受けた事業所。

なお、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、補助対象 外とする。

- (2)愛知県内自治体から障害児施設措置費の支給を受ける児童が入所する県外所在の障害児入所施設等。
- (3) 愛知県に所在する総合支援法第30条第1項に基づく基準該当事業所若しくは 基準該当施設、又は児童福祉法第21条の5の4第2号に基づく基準該当通所支 援を行う事業所。

(事業内容)

第3条 補助対象事業者に対し、実施要綱(者)7又は実施要綱(児)7に定める対象 経費を補助する。

なお、本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、実施要綱(者)4(2) 又は実施要綱(児)4(2)に定めるとおりとする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額としては、実施要綱(者)5又は実施要綱(児)5に定める額と する。
 - 2 補助金額の算出根拠となる報酬は、補助対象事業所が「介護給付費等の請求に関する省令」 (平成 18 年厚生労働省令第 170 号) 第 1 条第 2 項及び「障害児通所給付費等の請求に関する省令」 (平成 18 年厚生労働省令第 179 号) 第 1 条第 2 項に規定する審査支払機関である市町村若しくは都道府県、又は、市町村若しくは都道府県から委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連等」という。) へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

(補助の要件)

- 第5条 補助対象事業者は、実施要綱(者)6又は実施要綱(児)6に定める支給要件 を満たさなければならない。
 - 2 補助対象事業者は、実施要綱(者)8及び9(5)①又は実施要綱(児)8及び9(5)①に定める対応を行わなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、実施要綱(者)9(5)②又は実施要綱(児)9(5)②に 定める対応を行っても差し支えない。

(計画書)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象事業者が運営する補助対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱(者)8(1)又は実施要綱(児)8(1)の規定に基づき作成した別紙様式2-3及び別紙様式2-4(以下「計画書」という。)を、令和7年4月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 前条の計画書を規則第3条に定める交付申請書とみなす。

(交付の決定等)

- 第8条 知事は、前条に基づく交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要 に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象 事業所を国保連等に通知する。
 - 2 国保連等は、前項の報告に基づき補助対象事業所の補助金額を算出し、別に定める日までに当該補助金額を知事に報告する。
 - 3 知事は、前項の報告を受けたときは、当該補助金額を交付申請額とみなし、速や かに交付決定のうえ、補助対象事業者に通知するものとする。
 - 4 前項の通知については、別に定める日に国保連等が支払額通知書を補助対象事業所に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(交付の条件)

- 第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1)事業内容を変更する場合(事業に要する経費の減額の場合を除く。)においては、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、 速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4)補助対象事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、 他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。
 - (5)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及 び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合は、別紙様式5により速やか に、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告 のうえ、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第10条 規則第7条に規定する交付申請の取下げ期日は、令和7年5月末日までとし、 その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更届)

第 11 条 補助対象事業者は、実施要綱(者) 8 (4) 又は実施要綱(児) 8 (4) に 定める場合は速やかに別紙様式4を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 12 条 補助対象事業者は、交付決定後の事情の変更により、計画内容を変更して補助金の追加交付を受けようとする場合は、別紙様式4を変更交付申請書とみなし、 当該変更後の計画書と合わせて、令和7年8月末日までに知事に提出しなければな らない。

(変更交付の決定等)

第13条 第8条の規定は、前条に規定する変更交付申請があった場合について準用する。

(補助金の交付)

- 第 14 条 知事は、第 8 条第 2 項又は第 13 条による国保連等からの報告があったときは、補助対象事業者からの補助金の請求があったものとみなす。
 - 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当 と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。
 - 3 補助金の受領に際し、補助対象事業者が国保連等から愛知県に情報提供された口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。
 - 4 補助金の受領に際し、債権譲渡がある場合に補助対象事業者が別途愛知県に届け 出た口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取 人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。

(実績報告)

- 第 15 条 補助対象事業者は、事業を完了させたうえで、当該補助対象事業者が運営する補助対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱(者)8(2)又は実施要綱(児)8(2)の規定に基づき作成した別紙様式3-1及び3-2(以下「実績報告書」という。)を、令和7年11月末日までに知事に提出しなければならない。
 - 2 前項の実績報告書を規則第13条に定める実績報告とみなす。

(補助金の額の確定)

- 第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その 内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するも のとする。
 - 2 知事は、前項に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金 が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(決定の取消し等)

第17条 知事は、補助対象事業者において、実施要綱(者)9(1)又は実施要綱(児)9(1)に定める場合のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金の交付をした場合にお

いて、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが 適当でないと認められた場合
- (4) 報酬の請求誤りにより、補助金を過大に受領した場合

(届出内容を証明する資料の保管及び提示)

第18条 補助対象事業者は、実施要綱(者)8(3)又は実施要綱(児)8(3)に 規定される資料を適切に保管し知事から求めがあった場合は、速やかに提示を行わ なければならない。

(その他)

第19条 本事業の実施にあたり、本要綱、実施要綱(者)及び実施要綱(児)に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月14日から施行し、令和6年12月17日から適用する。